

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する措置について（通達）

令和4年4月1日佐本人少発第65号、佐本刑企発第78号、佐本捜一発第75号
生活安全部長、刑事部長から各部長、各参事官、各所属長

（概要）

本通達は、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する措置について、

- この種事案の加害者の特異動向を把握した場合に当該加害者が仮釈放又は保護観察付執行猶予中であるか否か等について把握すること
- この種事案を送致した警察署は当該事案における加害者が保護観察付執行猶予となったか否かについて把握すること
- 警察署がこの種事案における仮釈放者又は保護観察付執行猶予者の特異動向等を把握した場合に保護観察所と連携を図ること
- 警察署の実情に応じて、必要な連絡・協議の場を設けるなどして保護観察所との連携強化に努めること
- 仮釈放者又は保護観察付執行猶予中の加害者に係る事件の被害者等が再相談をした際に、当該被害者等に対し、保護観察所の相談・支援窓口を教示すること（ただし、これによって警察への再相談を排除するものではないことに留意すること）

等を示したものである。